

ってなあに？



QUESTION

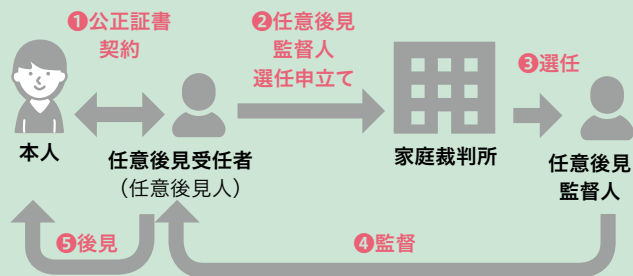
3

どんなときに使える制度？

本人に判断する能力が有るのか無いのか、状況に応じて2種類の制度があります。

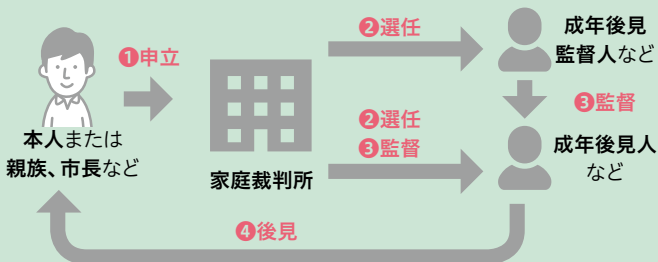
任意後見制度 現在、判断する能力がある

判断する能力があるうちに、将来の代理人（任意後見受任者）を定め、自分の判断する能力が不十分になった場合に備えて、「任意後見契約」を公正証書で結んでおきます。将来どんなサポートを受けるのかを自分で決めることができます。



法定後見制度 現在、判断する能力が低下している

すでに判断する能力が低下している場合に、本人の個別事情に応じて、家庭裁判所が適切な援助者（補助人・保佐人・後見人いずれか）を選びます。選ばれた援助者が、必要なサポートをします。



一般社団法人

コスモス成年後見サポートセンターとは

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターは、日本行政書士会連合会が設立した団体です。当法人では、制度や実務についての研修を行い、会員の資質の向上に努めています。また、業務管理等を通じて会員の指導・監督を徹底するとともに、会員全員が成年後見賠償責任保険に加入しています。所定の研修を終えた会員を、後見人・後見監督人などとして家庭裁判所に推薦しています。

主な事業

1. 成年後見人の養成・指導
2. 後見人候補者の推薦
3. 成年後見制度の普及啓発活動

支部	電話番号	支部	電話番号
青森	017-742-1128	三重	059-226-3137
岩手	019-623-1555	滋賀	077-523-4610
宮城	022-397-9420	京都	075-692-3050
秋田	0185-54-2623	大阪	06-6943-7517
山形	023-642-5487	兵庫	078-361-5363
福島	024-925-3371	奈良	0742-27-5464
茨城	029-244-9001	和歌山	073-432-9775
栃木	028-673-1253	鳥取	0857-24-2744
群馬	027-385-1550	広島	082-243-5776
埼玉	048-833-0647	山口	083-922-1118
千葉	043-221-4192	徳島	088-679-4440
神奈川	045-222-8628	香川	087-868-7789
新潟	025-248-3774	愛媛	089-907-6363
富山	076-407-5017	高知	088-802-2343
石川	076-204-9433	福岡	092-641-2501
福井	0776-27-7165	長崎	095-895-7133
山梨	055-237-2601	熊本	096-237-8111
長野	026-227-8106	大分	097-533-9030
岐阜	058-263-6580	宮崎	0985-27-1510
静岡	054-254-3003	鹿児島	099-253-6500
愛知	052-908-3022	沖縄	098-870-1488



一般社団法人

コスモス成年後見サポートセンター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

虎ノ門タワーズオフィス10F

<http://www.cosmos-sc.or.jp>



一般社団法人

コスモス成年後見サポートセンター

配布用



成年後見制度の相談・講師派遣のことなら行政書士におまかせ下さい。

成年後見制度

ご利用ガイド

知ってると
あんしんBOOK



R3.04.01



成年後見制度

ってなあに？



ユキマサくんは日本行政書士会連合会の公式マスコットキャラクターです。

QUESTION

1 だれのための制度？

認知症の方
知的障がいのある方
精神障がいのある方
など



成年後見制度は、判断する能力が不十分な方をサポートする制度です。

QUESTION

2 どうしてできたの？

判断する能力が低下すると、サービスや施設を利用するための契約などの法律行為や財産管理などを自分で行うことが困難になることがあります。



このような方々に代わり、契約を行ったり、財産を管理するなどのサポートをするためにできました。

QUESTION

4 どんなサポートをしてくれるの？

■ 生活や療養看護に関する事務

1. 介護サービスの利用契約
2. 医療（入退院）契約
3. 各種福祉サービスの利用契約など

■ 財産の管理に関する事務

1. 現金・預貯金通帳・証券等の管理
2. 各種支払い
3. 不動産の管理・処分など

QUESTION

5 どれくらいのお金がかかるの？

■ 法定後見の場合

ご本人の資力その他の事情によって家庭裁判所で決められ、ご本人の財産から支払われます。

■ 任意後見の場合

依頼される方との話し合いによって、内容は契約で定めます。

※申立や契約には費用が必要です。

あなたの不安にお答えします。

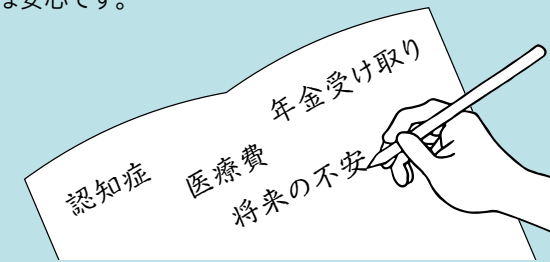
困ったときの Q&A

Q 認知症の父にはお金の管理が難しくなってきたのですが…。

判断する能力が不十分なときは「法定後見」制度を利用します。家庭裁判所に申立てをして、後見人等がお父さんをサポートします。

Q 将来、認知症が進んで、年金の受取や医療費の支払いができなくなったら…。

元気な今のうちに、年金の受取や入院の手続き、病院への支払い、また、支払いのための財産の売却・賃貸などの委任について、「任意後見」の契約を結んでおけば安心です。



成年後見制度の利用等について様々な相談を受付けております。お気軽にご相談ください。

成年後見制度 無料相談

☎ 0120-874-780

受付 13:00 ~ 16:00 (平日のみ)

